

路上禁煙に関するQ&A

Q どうして「路上禁煙地区」を指定したの？

A 人込みでの喫煙は、周囲の人にとって、やけどのおそれや被服を焦がすなど、とても危険な行為です。公共の場所をみんなが安全で快適にいられるようにするため、安心・安全・快適条例に基づき、現在、名古屋駅・栄・金山・藤が丘の4地区を路上禁煙地区として指定しています。

Q 「路上禁煙地区」では何が禁止されているの？

A 路上禁煙地区では、道路上（車道・歩道上）でたばこを吸うことが禁止されます。歩きながらや、自転車に乗っているときはもちろん、立ち止まってもたばこを吸うことはできません。また、火のついたたばこを持つこともできません。

Q 「路上禁煙地区」の道路上でたばこを吸ったらどうなるの？

A 巡回中の市職員が喫煙者に注意をして、たばこの火を消すように指導し、2,000円の過料を支払っていただきます。その際、領収書をお渡しします。※市職員は写真付身分証明書を携帯し、注意をする際に市職員であることを名のりします。

Q どうやって2,000円の過料を支払うの？

A 市職員にその場で現金をお支払いいただきます。お持ち合わせがない場合は、支払期限までに当日お渡しする納付書により、金融機関から振り込んでいただきます。

Q 「路上禁煙地区」以外の場所ではたばこを吸ってもいいの？

A 安心・安全・快適条例では、路上禁煙地区以外でも公共の場所で歩行中又は自転車に乗車中に喫煙しないよう努めることとしています。また、喫煙をしようとする人は、公共の場所にたばこの吸い殻をみだりに捨てないように吸い殻入れの携帯に努めてください。

お問い合わせ先

名古屋市環境局事業部作業課

TEL 052-972-2385 FAX 052-972-4133 ✉ a2393@kankyokyo.city.nagoya.lg.jp

Smoking in a “Public Nonsmoking Area” is prohibited <路上禁煙地区での喫煙は禁止です。>

安心・安全・快適条例に基づき、名古屋駅・栄・金山・藤が丘の4地区を路上禁煙地区に指定しています。

- 路上禁煙地区においては、道路上で喫煙してはいけません。
- 路上禁煙地区の道路上で喫煙した場合は、2,000円の過料を科します。

Per the *Secure, Safe and Comfortable Ordinance*, the four areas of Nagoya Station, Sakae, Kanayama and Fujigaoka are designated as Public Nonsmoking Areas.

- Smoking is prohibited outdoors on public sidewalks and streets in a Public Nonsmoking Area.
- The fine for smoking outdoors in public spaces in these Public Nonsmoking Areas is ¥2,000.

根据“安心・安全・舒适条例”，名古屋车站・荣・金山・藤个丘的4地区被指定为路上禁烟地区。

- 在路上禁烟地区，在道路上不允许抽烟。
- 如果你在路上吸烟的话，将被处以2000日元的罚款。

安心・安全・ 쾌적(나고야시)조례에 따라 나고야역, 사카에, 가나야마, 후지가오카 4곳을 노상 금연 지구로 지정합니다.

- 노상 금연 지구에서는 도로상에서 흡연을 금지합니다.
- 노상 금연 지구 도로상에서 흡연을 할 경우, 2,000엔의 과료를 부과합니다.

En base al Reglamento de Protección de la Tranquilidad, Seguridad y Comodidad de los Ciudadanos, se ha determinado 4 áreas como zonas de restricción para fumar: La estación de Nagoya, Sakae, Kanayama y Fujigaoka.

- Esta terminantemente prohibido fumar en las calles y/o calzadas de las áreas restringidas.
- Se implementará una infracción de 2.000 yenes a aquellos que fumen en zonas restringidas.

É proibido fumar nas 4 áreas que abrangem as estações de Nagoya, Sakae, Kanayama e Fujigaoka, baseado no regulamento da cidade, que visa maior segurança, tranquilidade e conforto.

- É extritamente proibido fumar nas ruas, dos distritos estabelecidos como “proibido fumar”.
- A será cobrada uma multa de 2.000 (dois mil) ienes, para aqueles que fumarem nas ruas das áreas estabelecidas como “proibido fumar”.